



# 西オーストラリア州 法制度改革委員会

## 法制度改革委員会（Law Reform Commission）のなりたち

1960年代、法制度改革に継続的に取り組むことの必要性は全国的に強く認識されてきました。西オーストラリア州における最初の公的法制度改革組織である法制度改革審議会（Law Reform Committee）は、1967年9月に閣議決定で設立されました。法務大臣と内閣は、主要関係者の意見聴取を経て、同審議会を三名の非常勤委員（弁護士一名、西オーストラリア大学ロースクールの代表者一名、政府法務部（Crown Law Department）代表者一名）で構成することにしました。

当初は非常設の法制度改革審議会でしたが、すぐに継続的な法制度改革遂行に実効的な役割を果たすためには常設としなければならないことが明白となってきました。そこで、1972年法制度改革委員会法（*Law Reform Commission Act 1972 (WA)*）により、常設の西オーストラリア州法制度改革委員会（Law Reform Commission of Western Australia）が1972年10月31日に設立されました。（審議会が正式に委員会に改組されたのは、1972年法制度改革委員会法が告示された1973年1月19日のことです。）同委員会は、行政府や立法府から独立した州設機関として設立されました。学界代表者の任用枠は、後に西オーストラリア州の他大学の学識経験者も委員になれるよう拡張されました。1978年に行われた法改正により、二名の常勤委員を任命できるようになると共に、委員数を五名に増やしました。

## 西オーストラリア州の法制度改革

法律を常に社会の必要に即した今日的なものとするため、西オーストラリア州法制度改革委員会は、司法長官の付託を受けた法律分野に関する改革の提言を行います。司法長官は1972年法制度改革委員会法の定めに従い、委員会の報告書を議会に提出します。

司法長官の付託は、従前の委員会から司法長官への提案に基づくこともあります。ですから、司法長官と委員会は、一般市民から提出されたどんな法制度改革提案でも取り上げることが出来る仕組みになっています。委員会では、法制度改革案件の提起を歓迎しています。

法制度改革委員会は法律意見を出したり、何らかの法的不服申し立てを取り上げたりすることは一切ありません。委員会は個々の訴訟案件に介入したり、法制度や法曹界を代表したりすることは出来ません。

## 要改革分野の提案

法制度改革委員会では、法制度の改革が必要と思われる分野に関する一般の方々や民間団体からの意見提起を歓迎します。

委員会や司法長官が改革の提案をするのを待つことはありません。一般の方々や、法律の現場で働いている人々が、法制度改革の必要性をいちばん強く感じていることが多いのです。

法制度改革の提案を受けて、委員会では以下のいずれかの行動をとることが出来ます。

- 司法長官に対し、当該案件を委員会に付託し、調査と公聴を行わせるように提案する
- 軽微な変更で済む案件の場合は、調査し、政府に提言する

原則として、以下のような案件は取り上げません。

- 委員会の資源で対応できないほどの複雑な案件
- 司法省ないし他の政府部内で既に検討中の案件
- 政策的な議論や、法制度改革の範疇を超えた広い社会的経済的要素等が関わってくると思われるもの
- 上記以外の理由で趣旨にそぐわないと考えられるもの（たとえば、連邦政府の管轄に属する事案等）

## 法制度改革のプロセス

法制度改革委員会は、司法長官の付託を受けた法律分野に関する改革の提言を行います。付託事項が確定した案件は、たいがい以下のような段階を経ていきます。

- 委員会が司法長官の付託を受理する。
- 委員会が調査、起草、校閲のためのコンサルタントを任用する。
- 要点を整理し、議論のたたき台となる案件書（Issues Paper または Discussion Paper と呼ばれる）が公表される。
- 個人や団体からの意見を募集する。
- 一般人、当該分野で働く人、その他関係者・団体からの意見聴取を行う。
- 法改正提案を含む報告書が公表される。
- 司法長官が議会に報告書を提出する。
- 議会が、立法行為を通じて提言を（全体もしくは部分的に）実施するか否かを決議する。

## 意見の提出

- 法制度改革委員会では、現在検討中の案件に関するご意見を歓迎します。現在検討中の法律分野に特に利害や関係を有する方々はもちろん、ひろく社会一般からのご意見をお待ちしています。
- 意見の提出は文書もしくは電話にて行えます。案件全般に関するコメントでも、特に興味や専門知識をお持ちの特定事項のみに関するご意見でもけっこうです。特に決まった様式はありませんが、案件書に記載された特定の提言や質問に関連づけてご意見を述べて下されば委員会でも対応がしやすくなります。

## 秘密保持

ご意見は委員会審議過程における重要な資料と見なされます。従って、委員会の公表する文書で引用や参照をさせていただくことがあります。もしご意見を秘密扱いにして欲しいとお考えの場合は、以下のいずれかを明示して下さい。

- 意見を引用したり参照したりすることはかまわないが匿名にして欲しい
- 委員会の公表文書に意見の引用もしくは参照はしないで欲しい

## 連絡先

郵便物宛先 Law Reform Commission of Western Australia  
Level 3, BGC Centre  
28 The Esplanade  
Perth WA 6000  
Australia

電話 011+61+8 9321 4833

F A X 011+61+8 9321 5833

E メール [lrcwa@justice.wa.gov.au](mailto:lrcwa@justice.wa.gov.au)

ウェブサイト [www.lrc.justice.wa.gov.au](http://www.lrc.justice.wa.gov.au)

## eアラート

- 当委員会の報告書や公表文書は、公表後直ちにウェブサイトからダウンロード可能になります。当委員会では、情報提供を促進するため、無料のEメールアラートサービスを実施しています。これは、定期的に付託案件の新設や既存案件に関する新たな情報をお知らせし、ウェブサイトに掲載した新規公表文書やメディア発表などへのリンクを提供するものです。
- このサービスを利用するには、当委員会宛のEメール（[lrcwa@justice.wa.gov.au](mailto:lrcwa@justice.wa.gov.au)）の件名を「eAlerts」とし、本文にお名前とご連絡先をご記入下さい。